

山梨県におけるプライベートジェット、ビジネスジェット利用者受入の可能性等に関する調査業務委託に係る企画提案募集要項
(公募型プロポーザル方式)

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和7年5月30日

1 趣旨

山梨県における空港の整備可能性について研究を行うにあたり、プライベートジェットやビジネスジェットの利用者受入の可能性とそれを踏まえた空港の収支について、専門的見地から調査を行うため、山梨県におけるプライベートジェット、ビジネスジェット利用者受入の可能性等に関する調査業務（以下、「本業務」という。）の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

2 業務の内容

(1) 名称

山梨県におけるプライベートジェット、ビジネスジェット利用者受入の可能性等に関する調査業務

(2) 委託内容

別紙「山梨県におけるプライベートジェット、ビジネスジェット利用者受入の可能性等に関する調査業務委託仕様書（案）」（以下、「仕様書」という。）のとおり。ただし、仕様書の内容は企画提案書の内容を基に企画提案額の範囲内で協議により変更することができるものとする。

(3) 委託料

予算上限額 金 6,956,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 企画提案に係るスケジュール

実施内容	実施日時
企画提案募集開始	令和7年5月30日（金）
企画提案応募資格確認申請書等の提出期限	令和7年6月9日（月）午後5時まで
質問票の提出期限	令和7年6月9日（月）午後5時まで
企画書の提出期限	令和7年6月30日（月）午後5時まで

プレゼンテーション審査	令和7年7月 4日（金）（予定）
審査結果通知	令和7年7月 7日（月）（予定）

4 企画提案の参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の要件のすべてを満たす者とする。

なお、業務共同体として参加する場合は、業務共同体の構成員のうちいずれかが次の(1)～(2)のすべての要件を満たし、業務共同体のそれぞれの構成員が、(3)～(8)の全ての要件を満たす者とする。

(1) この公告の日以降において、山梨県における物品等競争入札参加資格【役務の提供】のうち、次の業種の認定を受けていること。

●大区分－調査・分析 中区分－調査・研究

※ それらの認定、参加資格の登録を受けている山梨県内の事務所を有する本社も、この要件を満たす者とする。

(2) 類似業務（観光客に関する動態調査、観光客に関する消費動向調査、空港施設の経営状況調査等）を、元請として請け負った実績を有する者であること。

(3) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税、すべての都道府県税を滞納していない者であること。

(4) この公告の日以降に、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止措置要領」及び「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(5) この公告の日から審査結果通知日までの間に、地方自治法施行令（昭和22年令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続き開始の申し立ての手続きを行っていない者（更生手続き開始又は民事再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。

(8) 法人の役員等（非常勤の役員を含む。）に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は営業を許可されていない未成年者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 企画提案の参加手続き

企画提案への参加を希望する者は、次に掲げる(1)提出書類を提出すること。

(1) 提出書類

以下の書類を各1部提出すること。

ア 企画提案応募資格確認申請書（様式1）

- イ 誓約書（様式 2-1）
- ウ 役員名簿（様式 2-2）
- エ 過去 5 年間の同種又は類似業務の実績（様式 3）

(2) 提出期限

令和 7 年 6 月 9 日（月）午後 5 時まで

提出は、平日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年 3 月 27 日条例第 6 号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）

(3) 提出先

「11 問い合わせ先」に提出すること。

(4) 提出方法

書類提出は、持参または郵便によるものとし、上記期限までに必着のこと。

6 企画提案に係る質問

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、次に掲げる(1)提出書類を提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式 4）

(2) 提出期限

令和 7 年 6 月 9 日（月）午後 5 時まで

(3) 提出方法

提出は電子メールによる。なお、件名に「山梨県におけるプライベートジェット、ビジネスジェット利用者受入の可能性等に関する調査業務委託プロポーザル質問」を最初に記すこと。

(4) 提出方法及び提出先

「11 問い合わせ先」に提出すること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、業務募集ページ（<https://www.pref.yamanashi.jp/shinchaku/linear-jks/0705/airportpjbj.html>）において 6 月 13 日（金）までに公開する。その際、質問者名の記載はしない。

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

7 企画書の提出、審査

(1) 企画書の提出

① 提出書類

次のア～ウまでの書類を 1 セットとして、これを企画書と呼び、次により提出すること。なお、提出媒体は紙及び電子とする。

ア 企画提案書（任意様式）

- ・企画提案書の作成にあたっては「山梨県におけるプライベートジェット、ビジネスジェット

利用者受入の可能性等に関する調査業務委託に関する企画提案書作成要領」のとおりとすること。

イ 法人の概要書（任意様式）

- ・定款、パンフレット等でも可とする。

ウ 見積書（任意様式）

- ・仕様書の内容に沿って作成すること。
- ・税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。
- ・見積額は予算上限額の範囲内とすること。
- ・審査に際しては、名称や住所など、企画提案者が特定できる情報を隠したうえで事務局から審査委員に配付する。

② 提案数

1 参加者につき 1 件とする。

③ 提出部数

10 部（正本 1 部、副本 9 部）

※「山梨県におけるプライベートジェット、ビジネスジェット利用者受入の可能性等に関する調査業務委託に関する企画提案書作成要領」のとおり

④ 提出期限

令和 7 年 6 月 30 日（月）午後 5 時まで

受付は、平日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

⑤ 提出先

「11 問い合わせ先」に提出すること。

⑥ 提出方法

紙媒体については持参または郵便により、期限までに提出先に必着のこと。電子媒体についても、期限までに電子メールにて提出すること。

⑦ その他

提出期限後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。

(2) 企画提案のプレゼンテーション審査

企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

① 実施日時・場所

日時：令和 7 年 7 月 4 日（金）予定

場所：山梨県庁（山梨県甲府市丸の内 1-6-1）

※詳細な時間及び場所は個別に通知する。

② プレゼンテーション時間

1 者 30 分程度（企画提案説明 15 分、質疑 10 分、準備・入退室 5 分）

※企画提案者（参加資格審査通過者）が多数の場合には、上記の時間配分が変更になる場合があります。

③ その他

- ・プレゼンテーションでは、提出した企画書に沿って説明を行うこととし、当日の追加資料は認

めない。

- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。
- ・プロジェクター及びスクリーンは山梨県で用意する。

④ 結果の通知

令和7年7月7日（月）（予定）に、プレゼンテーションを行った者全員にメール及び書面で通知する。

8 審査について

(1) 選考方法

別紙「評価基準-提案要求事項-」に基づき総合的に審査し、第1位の者を契約締結候補者とする。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

- ① 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合
- ② 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

9 契約

(1) 契約の方法

契約締結候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を、契約日に納付しなければならない。ただし、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) その他

企画提案の内容について、委託契約締結時、予算上限額の範囲内で変更する場合がある。

10 その他

(1) 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。

(2) 契約を締結するまでの間、「4 企画提案の参加資格」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 参加表明後に企画書の提出を辞退する場合は、不参加表明書（様式任意）によるものとし、企画書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

1.1 問い合わせ先

新価値・地域創造推進局 リニア・次世代交通推進課 次世代交通ネットワーク担当

所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁北別館5階

電話 055-223-1659（直通）（担当：古屋・最上）

メールアドレス linear-jks@pref.yamanashi.lg.jp